

日本学生支援機構奨学生 「在学届」の提出について

日本学生支援機構奨学金の貸与が終了した者で、進学・留年等により引き続き平成21年度も在学し、奨学金の返還猶予を希望する者は、下記のとおり「在学届」を提出してください。本学入学前に奨学金の貸与を受けていた学生も「在学届」の提出が必要です。

なお、修業年限を越えて在学する場合は毎年提出する必要があります。

記

提出期限：平成21年4月24日（金）

提出先：学生支援課（本館1階）

提出書類：「在学届」

※『返還のてびき』綴込みの用紙（A4のもの）を
コピーして使用してください。

平成21年3月31日

学生支援課

日本学生支援機構奨学金の 貸与を受けていた在学生の方へ！！

在学猶予の手続きはお済みですか？

大学・短大・大学院・専修学校などに在学中の方は、『在学届』の提出により返還期限が猶予されます（在学猶予）。

在学猶予を希望される方は、至急在学学校へ届け出てください。

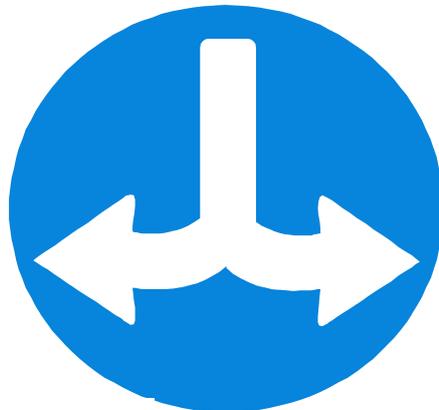
在学届用紙は「返還のてびき」または日本学生支援機構ホームページ（<http://www.jasso.go.jp/henkan/todokede/index.html>）に掲載されています。

在学届に関するお問合せは在学している学校へ

高校、大学等で奨学金を借りて 貸与終了後、学校に在学している場合

◆在学猶予を希望する場合

⇒ 在学している学校に
「在学届」を提出



◆返還を始める場合

⇒「リレー口座加入申込書」を
金融機関に提出

<在学猶予に該当するのは…>

- ① 奨学金を借りていた者が進学した場合
- ② 奨学金の貸与終了後も引き続き学校に在学（留年中を含む）している場合

※在学猶予を希望しない場合は、返還開始となります。